

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房 最終的な調整結果

管理番号

65

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

ギャンブル等依存症対策推進計画の医療計画との一体的策定及び計画期間の見直し

提案団体

秋田県、福島県、滋賀県

制度の所管・関係府省

内閣官房

求める措置の具体的内容

ギャンブル等依存症対策推進計画について、医療法第30条の4に基づく医療計画と一体のものとして策定することを可能とすることを求める。
また、ギャンブル等依存症対策推進計画の「少なくとも三年ごと」の検討及び「必要があると認めるとき」の変更の努力義務について、努力義務の廃止若しくは検討を「少なくとも六年ごと」等とすることを求める。

具体的な支障事例

当県で策定している医療計画では、ギャンブル依存症に関する対策を定めているが、法令上、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画を策定するよう努めなければならないとの規定があるため、両計画には内容の重複があるにもかかわらず、当県では、それぞれを別個の計画として策定している。また、ギャンブル等依存症対策推進計画は「少なくとも三年ごと」に見直しの検討を行い、必要があると認めるときは変更するよう努めなければならないとされているため、3年ごとに会議の開催や調査の実施等が必要となり、大きな負担となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

内容が重複する計画を一体的に策定できることとすること及び計画の検討スパンを地域の実情に応じて柔軟化することにより、都道府県における計画策定等に係る事務負担が軽減される。

根拠法令等

ギャンブル等依存症対策基本法第13条、医療法第30条の4

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

神奈川県、兵庫県、高知県

○計画期間の見直しについては、会議の開催及び計画の見直しに係る事務手続きの負担の大きさを考慮し、検討いただきたい。

各府省からの第1次回答

ギャンブル等依存症対策基本法(平成30年法律第74号。以下「法」という。)第13条第1項において、都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即して都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画を策定するよう努めなければならないものとされている。

これを踏まえ、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画について、内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局が作成した「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画策定時の留意事項」において、「都道府県計画は都道府県の実情に即して策定することとされており、基本計画の趣旨から大きく逸脱するものでなければ、策定手続や計画の構成等については、地域の実情に応じて検討いただきたい」と都道府県にお示しをしている。よって、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の内容が医療計画に定める内容と重複する部分がある等の場合に、医療計画と一体的に策定することも可能である。ただし、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画中に盛り込まれることが期待される事項は、医療体制に関する事項以外にも、関係事業者（ぱちんこ、公営競技）の取組、民間団体支援、社会復帰支援、多重債務問題への取組等多岐にわたることから、一体的に策定されるかどうかについては、これらの事項の取扱いについても留意の上、各都道府県において判断いただきたい。

都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の見直し期間及び変更の努力義務について、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定はあくまで努力義務であり、その変更についても、法第13条第3項により、「必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない」とされており、計画見直し期間や変更の必要性は都道府県の実情に即して判断いただくことが可能である。ただし、近年、公営競技におけるインターネット投票の増加やオンラインカジノといった違法なギャンブルへの対応が求められるなど、ギャンブル等依存症を取り巻く環境は短期間で大きく変化しており、こうした変化に速やかに対応する必要があることや、国においても実態調査を3年ごとに行うとともに基本計画の見直しを3年ごとに行うこととしていることなどにも留意の上、各都道府県において判断いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○医療計画との一体的策定について

「計画の一体的策定」は、複数の計画を形式的に一つの計画として定めることであり、「調和が保たれた計画」は、複数の計画間での具体的な内容について、調整がとられていることと考える。

ギャンブル等依存症対策基本法第13条第2項は、医療計画と都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画について、「調和が保たれたものでなければならない」と規定しているが、別々の法律で策定が求められている計画を一体的に策定することについて、都道府県では独自に判断することが困難であるため、厚生労働省が令和5年3月31日に発出した「医療計画と各計画との一体的策定について（事務連絡）」において、医療計画と都道府県アルコール健康障害対策推進計画等の一体的策定が可能であることを明示したように、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画についても、医療計画との一体的策定が可能であることを明示していただきたい。

○計画の見直し期間について

都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画を医療計画の見直し期間（6年ごと）に合わせて策定する等、計画の見直し期間や変更の必要性について、都道府県の実情に即して判断可能であることを明示していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」（令和5年3月31日閣議決定）の趣旨を踏まえ、医療分野において内容の重複が見られる計画については、統廃合などの見直しを行うこと。また、現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しについては、効率的・効果的な計画行政の進め方を示した「ナビゲーション・ガイド」及び計画行政の見直しの進め方を示した「経済財政運営と改革の基本方針2023」に基づいて、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

ギャンブル等依存症対策基本法に関しては立法経緯があると思うが、今年3月にナビゲーション・ガイドが策定されるなど、計画策定を取り巻く状況が変わってきている。これを踏まえ、計画策定の努力義務規定を「できる」規定に改正するなど、法律の見直しを検討いただきたい。

「ナビゲーション・ガイド」では、計画期間について各地方公共団体の判断に委ねることを原則としており、また、例外的に計画期間を国が設定する場合は見直しのための期間を十分に確保すべきとされている。これを踏まえ

ると、「少なくとも3年ごと」に計画を見直すという規定を見直すべきではないか。あわせて、努力義務規定を「できる」規定にできないか。
法律改正がどうしても難しい場合は、基本的には医療計画等と一体策定できること、見直し期間については必ずしも3年ごとというわけではなく地域の实情に応じて判断できるということを、明確に周知していただきたい。

各府省からの第2次回答

○医療計画との一体的策定について

第1次回答のとおり、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の内容が医療計画に定める内容と重複する部分がある場合には、医療計画と一体的に策定することも可能であり、この点について、明示的に都道府県に周知する。

○計画の見直し期間・努力義務の見直しについて

ギャンブル等依存症を取り巻く環境は、近年、急激に変化している。公営競技におけるインターネット投票やオンラインカジノといった違法なギャンブルなど、オンラインで行われるギャンブルの利用が急増しており、これまでの対策に加えて、こうした変化を踏まえたギャンブル等依存症対策を速やかに講じていくことが求められている。また、ギャンブル等依存症対策を推進するためには、相談支援や医療提供体制の整備のみならず、関係事業者における対策や債務問題への対応など、様々な施策を包括的に進めていく必要がある。このためには、当事者・家族や関係機関の意見を幅広く聴取しつつ、都道府県を中心とした地域としての一体的な取組を計画的に進めていくことが重要である。

また、ギャンブル等依存症対策基本法第13条第3項において、都道府県は「少なくとも3年ごとに推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない」とされているが、国の実態調査や基本計画の見直しが3年ごとに行われること、近年の急激な環境変化により国と地方の連携の必要性が一層高まっており、それぞれの地域の实情に即した対策の推進が求められていることから、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画については引き続き努力義務規定とする必要があり、また、都道府県計画に検討を加える期間を「少なくとも3年ごと」としている規定を見直すことは困難である。

しかしながら、第1次回答でも述べた通り、都道府県計画についてはあくまで都道府県の实情に即して策定するものとされており、見直し期間や変更の必要性についても、都道府県の实情に即して判断いただくことが可能である。この点について、明示的に都道府県に周知する。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【内閣官房】

(1)ギャンブル等依存症対策基本法(平30法74)

都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画(13条。以下この事項において「計画」という。)については、医療計画(医療法(昭23法205)30条の4)と一体のものとして策定すること及び都道府県がその实情に応じて計画の期間を判断することが可能であることを明確化し、都道府県に通知した。

[措置済み(令和5年11月30日付け内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局事務連絡)]